

第一次世界大戦中のイギリスのギリシャ政策（三・完）

一九三九年一九四四

鳥飼律子

目次

はじめに

第一章 ギリシャ介入の決定とその意味

第一節 ギリシャに対する安全保障と中東防衛

第二節 戰況の変化とギリシャに対する積極的支援

第三節 レジスタンス組織と軍事協力

第二章 軍事目標と政治目標との諸矛盾

第一節 国王の遭遇と政体問題（以上、一八五号）

第二節 軍事目標、政治目標と対EAM政策

第三節 諸矛盾の激化

第三章 イギリスの戦後バルカン構想とギリシャ

第一節 勢力構構想としての「國家連合」とソ連

第一節 モスクワ外相会談と「国家連合構想」の挫折

第三節 E A Mの政治的封じ込め政策へ（以上、一八七号）

第四章 軍事介入

第一節 PEEA設立とギリシャ旅団の反乱

第二節 レバノン協定とE A Mの孤立

第三節 ギリシャへの執着と「百分率協定」

おわりに

（以上、本号）

第四章 軍事介入

第一節 PEEA設立とギリシャ旅団の反乱

四四年春までに国土の三分の二を解放していたとされるE A Mは、同年三月、人民解放政治委員会PEEAを設立し、暫定政府を宣言した。これはイギリス政府が様々な手段を講じて封じてきたE A Mの政治目的が、ギリシャ全土の解放を待たずに具体化の一歩を進めたものだった。連合国軍使節団にPEEA設立の報告が入ったのは、ツデロスとリーパーが提案したE A Mの政治的封じ込め策のため交渉が難航する一方で、ギリシャ国内の政治状況を

いつたん收めるために提案された国王による国民投票に関する声明を国王が拒否し続けていたのとほぼ同時期であった。ギリシャ国内の政治状況に関して、イギリス政府は非常に切迫した局面に向き合うことになったのである。P E E A の設立によって新たな状況が生じたため、外務省はツデロスに対して、E A M 代表をカイロに招いた上でギリシャ国内の政治状況について討議すること、あわせて各政党からも代表が派遣されるべく、要請する諸政治家にメッセージを送ることを指示した。⁽¹⁾ リーパーによれば、この指示は、交渉の場にE A M を一政治勢力の代表として招くことによって、P E E A には何の正統性もないという含みを持たせるとともに、他政党的代表者に、会議における対E A M 対抗勢力として行動することを期待しての措置だった。さらに、リーパーはP E E A が解放区において国民統一政府設立を目標とする宣言を行っていることにも触れた。彼は、この宣言を行ったE A M には、亡命政府を母体とした新政府へ参入する意思が存在しないと解釈した上で、他諸政党が合意済みの解放後の政権樹立をE A M だけが受容しなかつたと断罪するためを利用しようと目論んでいたのだった。⁽²⁾

ところが、実際には事態はイギリス政府内で予想されていたよりも切迫したものだった。一九四二年に結ばれたイギリス—ギリシャ協定に基づいてイギリス中東軍に編入され、エジプトに駐留していたギリシャ旅団と呼ばれるギリシャ軍で、反乱が起きたのである。この騒動は、四四年三月三日、ギリシャ旅団の十三人の将校が、亡命政府に対してP E E A の承認とツデロスの退陣を求める覚え書きを送ったことに端を発し、四月四日、第一旅団の反乱に発展した。ギリシャ憲兵隊司令部を占拠した彼らは、カイロ亡命政府閣僚全員の辞任を要求した。この騒動の責任をとる形でツデロスはロンドンの国王に対して辞意を伝え、受理された。

チャーチルは四月八日、事態打開のために大規模なイギリス軍を投入し、旅団を包囲して補給路を切断したうえ、降伏を命じた。包囲された第一旅団は武装解除され、反乱に加わったものは逮捕された。チャーチルは、追い討ち

をかけるように自らのギリシャ政策に関する声明を発表した。これは主に国王の立場について言明したものだつた。彼は、「野心的で愚かな亡命者たちの一時的な要求の高まりに迎合するために、国王を見捨てるわけにはいかない。また、多くの場合、山賊のようなものでしかないゲリラ組織に政体に関する深慮があるとは思えない」として、ゲリラ組織の政権獲得要求を断固として阻止する構えを見せた。しかし他方、ギリシャ国王の処遇および解放後のギリシャの政体については、「正常な状態に戻り次第、ギリシャ国民の判断に身を委ねる」、「ドイツという侵略者が駆逐されさえすれば、ギリシャは共和制にでも王制にでも、国民の意思のままである」と論じ、あくまでもイギリスの政策はギリシャの国民の意志に従うものであるという建前を強調した。⁽³⁾

チャーチルはこの声明をルーズベルトにも送った。ルーズベルトは国王の待遇については触れなかつたが、イギリスによる反乱鎮圧については、一連の措置によつて「ギリシャが連合軍陣営に戻つてくる」ことを望むとコメントした。⁽⁴⁾このことによつて、イギリスの軍事力投入による反乱鎮圧は対枢軸国戦争遂行上の必要性という大義に基づいて英米間で正当化され、一方、解放戦線とそれに共鳴するギリシャ国民の変革への熱情は、「一時的要求の高まり」として淘汰されたのである。チャーチルがリーパーに説明したように、「イギリスの立場はギリシャの意思に何ら左右されないが、ギリシャの立場はイギリスの厚情次第」なのであつた。⁽⁵⁾

エジプトにおけるギリシャ旅団の反乱は、このようにしてイギリス軍の介入によって鎮圧されたが、このような大規模な反乱がイギリス軍の膝元であるエジプトで起こつたこと、さらにそれがギリシャ本土におけるレジスタンス運動の政治性と連動した形で生じたことによつて、E A M の影響力が亡命政府を内部から動搖させ得る程の勢いを持つてゐることが示された。リーパーが外務省に報告したように、亡命政府官僚の辞任要求にまで発展したこの反乱は「革命以外の何物でもない」のであつた。⁽⁶⁾

他方、このギリシャ軍反乱の鎮圧は、ギリシャにおいて戦後イギリスの影響力を脅かすような事態が生じれば、イギリスは軍事介入をも辞さないということを明白に示す事例となつた。また、それは連合国による対枢軸国戦争という大義によつて、ギリシャの戦後政権に対する国民の希望が淘汰される可能性を示した。チャーチル自身の言葉通り、反乱鎮圧は、まさに「弱々しいギリシャ政府のため」というよりはむしろイギリス政府のため」のものだつた⁽⁷⁾。

チャーチルは、反乱を鎮圧するために武力を投入すると同時に、ギリシャ国民を納得させるために、一一日、ギリシャ国王をカイロに送り、そこですべての党派代表からなる政府の樹立に関する声明を発表させた。一三日にツデロスが正式に辞任した。ツデロスに代わつて新政権設立を委ねられた後任のヴェニゼロス首相は、P E E Aを含む全政党に対して、新政府に関する会議に代表団を派遣するよう求めた。このヴェニゼロスの行動に対して、リーパーと国王は、ヴェニゼロスがE A Mに共感を寄せているとの疑いを示した⁽⁸⁾。このため、リーパーと国王は、チャーチルと外務省に働きかけ、ヴェニゼロスを更迭し、穏健な政治家であったパパンドレウ（George Papandreu）をアテネから招いて、首相に据えた。

その頃、ギリシャ国内におけるゲリラ組織間の対立が再び紛争の様相を呈していた。E L A SとE K K A間のそれはことに激しく、ついに、E K K Aのリーダーであつたプサロス将軍がE L A Sによって殺害されるに至つた。外務省はこの事件について、少なくとも部分的にはE K K A側に責任があるとしつつも、E L A Sによる武力行使の事実には変わりはなく、あまりにも横暴であるとの見解を示した。またこの事件は、ギリシャ国内のゲリラ組織間抗争を含む政治情勢がきわめて緊迫していることをイギリス政府がはつきりと認識する機会となつた⁽⁹⁾。

こうしたギリシャ国内の政治情勢に対しても、ウッドハウスは、E L A S軍の一掃のために連合軍による介入を要

請した。この中でウッドハウスは、プラカ協定には秘密条項があり、枢軸国軍撤退以前の連合軍によるギリシャ進駐に関して諸ゲリラ組織が協力をするという同意が取り付けられているということに触れ、これをを利用して、ギリシャ解放以前にギリシャ国内に軍事介入を行うことを主張したのである。⁽¹⁰⁾ このころ、三軍参謀長会議においては、解放後のギリシャに対してイギリス軍をいかに投入すべきかが議論されていた。ところが、ウッドハウスからの提案を受け取った外務省は、確かにギリシャ解放以前に軍事介入ができる得るもののが大きいとしながらも、現時点でのより大きなコミットメントに対し軍部から合意が得られるとは考えにくいという判断に基づいて、三軍参謀長会議に諮ることなしに、ウッドハウスの提案を退けた。⁽¹¹⁾ しかし一方、来るべきギリシャ解放のその日に向けて、イギリス軍の軍事介入をいかに行うべきかについて方策が模索されていった。そのための条件を整える役割を果たしたのが、次に見るレバノン協定と「百分率協定」である。

第二節 レバノン協定とEAMの孤立

パバンドレウは五月一七日、レバノンに亡命政府ならびにレジスタンス諸組織を召集して、新政府に関する会議を開催した。この会議はイギリス、とりわけリーパーの工作によつて実現したのであつた。外務省に対するリーパーの提案に基づき、会議に先立つてイギリス政府内で論議されたのは、かつて日の目を見ずに終わつた全党派参加による連合政府案であり、その下へのEAMの封じ込めであつた。⁽¹²⁾

この会議にはギリシャの十七政党・組織から二十五名の代表が参加した。PEEEAからは三名、EAMからは二名、KKKから一名が参加した。

EAMは、この会議に對して積極的な姿勢を示し、四月初め、他の参加政党・組織に先立つて参加の意思を表明した。会議に先行してEAMがまとめていた要求は、閣僚の半数のポストの獲得と、全組織によつて信任された司令官の下に統一国民軍を形成することだった。⁽¹³⁾ EAMの素早い対応に對して当時まだ首相の座にあつたツデロスは危機感を強め、ゼルバスを含む各政党代表に対し、EAMおよびKKFの代表がレバノンに到着する前に各々の代表を派遣するよう、緊急に電報を打つた。⁽¹⁴⁾ またリーパーは、EAMに会議における主導権を握られないためには、EAMのイメージや国民の支持を高めないようにする必要があると考え、外務省に報告した。さらにEAMに有利な材料を与えないために、特にBBCに対しでは、レバノン会議が終了するまではゲリラ活動に関する報道を控えよう要請することを提案した。⁽¹⁵⁾ 外務省はリーパーの提案に同意し、BBCのみならずカイロにおける報道全般にわたつてイギリスの意思が行き渡れば事態の收拾にいつそう有効であると返信し、BBCに対しは、リーパーの提示した方針に従つて報道を行うように要請した。⁽¹⁶⁾

EAMの主導権に関する懸念の一方で、イギリスにとつてこの会議にEAMが参加し、EAMが決議に合意を示すことは重要であると見なされていた。なぜなら、EAMが参加することによつて、この会議における取り決めは全ギリシャ・レジスタンス組織および政党の代表によるものとなり、イギリスが解放時にギリシャに駐留するに当たつての障害を除去してくれるからである。⁽¹⁷⁾ また、前述したツデロスによるEAMの政治的封じ込め策と同じく、全党派参加による政府の内部にEAMを組み込むことによつて、EAMが少数派政党に陥ることが期待できた。さらに、レバノン会議の目的は公式には統一政府の設立のための合意形成にあるので、万が一交渉が決裂することになれば、EAMがギリシャ国民の統一性を阻害する要因であり、民主政府樹立を拒否したと告発することができると考えられたのであつた。

イギリス政府の代表者は正式には会議に参加しなかった。リーパーによれば「頼みの綱はパバンドレウ氏」であり、「彼は、我々の希望をよく理解しているようである」と見なされていた。リーパーは、「パバンドレウに対しても、EAMとの決裂という結果になるかもしれない行動について、すべて事前に私と協議することを希望していると伝えてある。彼は直ちに同意した」とカイロに報告した。⁽¹⁸⁾ イーデンもこの点について、「私見の限りでは、パバンドレウが我々の唯一の希望である」と述べた。⁽¹⁹⁾

このような戦略に加えて、より直接的には、会議においてEAM関係の代表者を孤立させようとする手段がとられた。会議は、パバンドレウがEAMおよびELASを糾弾する場面で幕を開けた。彼は、EAMの闘争の目的は戦後ギリシャにおいて権力を掌握することのみにあり、ゲリラ活動を通じて展開した味方に対する残虐行為は、ドイツ軍の所為にも匹敵すると断じた。パバンドレウは他の参加代表のいづれよりも強い調子でEAMに対する非難を行つた。午後になると他の参加政党からもパバンドレウと同様のEAMに対する批判が続出した。ルーソス(Petros Roussos)を初めとするEAMの代表者は、他参加者からの非難に対する弁解に終始し、他政党・組織が対枢軸戦争で消極的な役割しか果たさなかつたことを攻撃するでもなく、防戦一方となつてしまつた。そのため肝心の議題の論議においてEAMは圧倒的に劣勢となつた。二日目にもEAMのゲリラ活動への批判が噴出し、「最も冷酷な」「山の独裁者」などの強い言葉が並べられた。⁽²⁰⁾ このような会議の展開について、外務省は、パバンドレウによる攻撃にも拘わらずEAMが全党派参加による新政府樹立に賛意を表することがあるとしたら、それはほぼEAMの降伏と同義である、と觀察した。⁽²¹⁾

最終日に、会議はパバンドレウが提出した新政府案の具体的検討に入った。討議の早い段階で、ゼルバスとEKKAによって提案に対する無条件同意と自軍の統一国民軍への早期完全移行が表明され、議論が深まらないままに

パパンドレウ案が採択されたうえ、調整を経て、早くも夕刻には各代表団によるレバノン協定調印が行われた。亡命政府と全レジスタンス組織との間に結ばれたこのレバノン協定によつて、E A Mに約束されたのは、要求の半分である四分の一の閣僚ポストのみであり、統一国民軍形成については政党組織の影響力をすべて排除するという条件が付された。つまりレバノン協定は、E A M側の大幡な譲歩によつて成立したのである。

E A Mの大幡譲歩とレバノン協定成立の理由は、どこにあつたか。まず第一に、E A M自身にとつての協定締結に關するメリットが挙げられる。E A Mはこの協定と引き替へに連合政権の構成員として、つまりギリシャ国民の政治勢力として承認されることになつたからである。しかし、これは裏を返せば、リーパーの案でも示されたように、E A Mが少数派として連合政権内に封じ込められることでもあつた。第二には、先述の通り、交渉を有利に進めるために事前に行われたイギリス政府によるE A M孤立のための画策が挙げられる。以上に加えて第三に、以下に述べるように、国際的にもE A Mを孤立させる条件が整い始めていたことも指摘しなければならない。

四年五月、リーパーはギリシャ問題担当の米・ソ両国大使に対してギリシャ国内情勢を説明し、E A Mの封じ込めの必要性を説いた。⁽²³⁾ 駐ギリシャ米大使マクヴェイ (Lincoln Macveagh) はこれに同意した。一方、駐カイロのソ連大使ノヴィコフ (Nikolai Novikov) は難色を示したが、⁽²⁴⁾ 同時期に、駐モスクワ英大使クラーク・カーによつてモロトフに対し、ギリシャ情勢に対する「フェア・プレイ」が要請されたのである。⁽²⁵⁾ チャーチルは、ソ連との間にバルカン諸国について一時的に行動責任の分担を要求する考えを示していた。五月四日にイーデンに対して説明されたところでは、チャーチルはバルカン諸国あるいは最悪の場合イタリアにまでおよぶかもしれない共産主義化を懸念しており、ソ連との間に何らかの話し合いが必要であると考えていたのだった。翌五日、イーデンは駐イギリスソ連大使グセフ (Feodor Tarasovich Gusev) に対して、ギリシャのパパンドレウ政権に対する支援を要請した。

これは、イギリスがギリシャに対し行動責任を負うということをソ連が容認し、その代わりにルーマニアに関し
てソ連がとる行動に対するイギリスの支持を約束することを含意した。一八日、グセフは、ソ連政府がイーデンの
申し出を了承する旨の返答を行つた。ただし、了承に関してはアメリカの承認を必要とすることも併せて申し添え
ていた。⁽²⁶⁾これを受けて、レバノン会議が進行中であった五月三一日に、チャーチルからルーズベルトに電報が送ら
れた。これは、イギリスはギリシャについて、それぞれの優先的責任を相互に了承す
るという主旨につき、イギリス政府と駐イギリスソ連大使との間で合意が成立していることを伝え、アメリカ政府
による了承を求めるものであつた。チャーチルは、戦後勢力圏分割に帰結するような合意を決するルーズベルトを、
ソ連との合意はあくまで軍事上の必要性によるものであるとして説得し、六月末に、三ヶ月間の期限付きを条件に
承認を獲得したのである。⁽²⁷⁾八月中旬にはチャーチルからアメリカに対して、英米のギリシャ上陸に必要なアメリカ
空軍による支援が要請されたが、これに対する返信の中でルーズベルトは、「ドイツ軍撤退後のギリシャにおける
秩序を維持するに十分なイギリス軍を配備するために、イギリスが準備に入ることに異存はない」とした。⁽²⁸⁾

以上のように、レバノン会議時には、ギリシャがイギリスの優先的責任圏であることについて英ソ間で了解が形
成されつつあつたのである。これは、E A Mにとって、連合国からの承認に基づくギリシャ政治における地位を確
保するため、大幅な譲歩と引き替えにレバノン協定を受諾せざるを得なかつた大きな理由であつた。

さて、このような条件によつて締結を見たレバノン協定には、国民統一政府形成の政治的・法的根拠の他に、イ
ギリスにとつてもう一つの重要な意義があつた。すなわち協定に「連合軍との共同行動による解放の達成」という
規定が盛り込まれたことである。ギリシャ解放後、イギリス軍が「連合軍」としてギリシャへ進駐する法的な手が
かりが与えられたのである。⁽²⁹⁾レバノン会議の数日後、チャーチルは下院で、レバノン協定にE A Mの合意を取り付

けたこと、またギリシャ解放に関してイギリス軍の貢献を承認させたことによつて、ギリシャ情勢は「希望的転換」を見せたと述べた。⁽³⁰⁾つまり、レバノン協定は、イギリスがギリシャ政策において困難の中で見出した二つの解決への道、すなわち、第一に連合政府内へのEAMの政治的封じ込め、第二に戦後ギリシャへの軍事介入という二つの政策実現への「希望的転換」を与えるものとなつたのである。さらに、同時期、英米ソ三大国間で、一時的かつ軍事的と謳われたにせよ、ギリシャをイギリスの優先的責任圏とする了解が成立したことによつて、イギリスのギリシャ介入政策は、二重の保障を獲得しつつあつた。チャーチルは、レバノン協定の締結は「ギリシャにおける末頼もしい転換である」と評した。⁽³¹⁾

しかし、レバノン協定は、ギリシャ政治状況の最終的な解決とはならなかつた。ギリシャ旅団の反乱に対する処罰をめぐつて、またEAMに与えられた閣僚ポストをめぐつて、EAMに大きな不満が残つたからである。これは、EAMとイギリス政府との間にさらに対立が深まる原因となつた。また、政治問題の焦点であり続けた国王の処遇をめぐる問題も、未解決のまま残されていた。

レバノン協定締結後、EAM、PEEA及びKKEは連合政府への入閣の条件として閣僚ポスト配分を七つに増やすこと、及び政体を規定する条項を求めて、協定の部分的修正を要求した。この要求に対してパパンドレウは、六月に「自由かつ真の」住民投票が行われるであろうことが合意されてゐるので、もはや政体に関する問題は存在し得ないと声明を出したが、EAM、PEEA及びKKEは納得せず、七月初め、パパンドレウに対して入閣に関する最終条件を送つた。この条件には、ギリシャ国内のゲリラ間抗争についてゼルバスによるELAS攻撃を糾弾することやギリシャ旅団反乱の逮捕者の処刑回避とともに、閣僚ポストについて十五のうち五ポストの獲得と、PEEA解散後における解放ギリシャ政権形成の段階に関する明白な合意の必要性が含まれていた。⁽³²⁾

パパンドレウはリーパーに対して、この条件をのむことはできないと主張した。しかしイギリス外務省は、新政権内にEAMが参加しなければギリシャ国内の政情不安定は解消されないという理由から、EAM、PEEA及びKKEの新政権からの排除には反対だった。ただし、EAM、PEEA及びKKEが提出した最終条件のうち、戦後ギリシャの政権構想については言及を避け、ギリシャ旅団の処刑人数を大幅に減ずることによって真の問題を棚上げしようとした。⁽³⁴⁾一方、閣僚五ポスト獲得の要求は容れられ、七月二九日、PEEA及びKKEは、新たにパパンドレウ更迭を条件に政権入りの意思をギリシャ政府に伝えた。⁽³⁵⁾しかしイギリス外務省は、ワーナーに宛てて、パパンドレウ以外の人物を首班に据えた政権ではギリシャの危機的情勢に対処し得ないこと、またEAMの要求についてパパンドレウが失脚することにでもなれば取り返しつかない事態を招くことを強調した。⁽³⁶⁾

EAMは、八月一五日、中央委員会を開いて「イギリス政府がギリシャの歴史上、前代未聞のやり方で我々の内政に堂々と干渉し、パパンドレウを首相に仕立て上げようとしている」とイギリスを非難したが、同時に連合政府への参加を拒否し続けば「解放を遅らせることになろうし、それは我々が責任をとらされる事態となるだろう。また戦後の復興に必要とされる物資支援を阻害することになるだろう」と指摘し、政府への参加を決定した。⁽³⁷⁾このような状況の下でなお、「死活的權益」としてのギリシャを確保するために、イギリスによる軍事介入の条件づくりが続いた。

第三節 ギリシャへの執着と「百分率協定」

解放後のギリシャに対して親英的な政府を樹立したいとするイギリス政府の目標に照らして、ギリシャ国内にお

ける政治状況と並んで問題になっていたのは、連合国の中の作戦の中にバルカン諸国に対する大規模な軍事作戦が具体化されていないことであった。四四年九月四日の戦時内閣閣議は、ドイツ軍の敗北が年内にも予測されるとの諜報機関からの報告に基づいて、来るべきヨーロッパ戦争終結を四四年一二月と設定していた。⁽³⁸⁾すでに同年六月には、ソ連軍がドイツ軍を追撃してバルカン地域に進攻しつつあった。軍事上の成り行きに任せていたのでは、バルカン地域すべてがソ連軍によって解放され、ソ連の責任圏になってしまふ可能性が高まってきた。イギリス参謀本部は警戒感を募らせて、八月に入ると、ソ連がイギリスの「第一の敵であり、ソ連に対抗するためにドイツの助力を確保することさえ考え得る」と述べるほどだった。⁽³⁹⁾チャーチルもソ連に対する警戒感を隠さず、「バルカンがソ連の手に落ちることになれば、これこそ計り知れない災難であり、来るべきソ連との対決に備えて、対ドイツ戦の後も軍事的な力を維持しなければならないと考えていた。⁽⁴⁰⁾

ギリシャに関しては、軍部から指摘されたように、戦略上の重要性が常に考慮されていた。参謀本部に属する合同計画委員会が七月一一日に作成したレポートは、ギリシャの軍事的重要性について、「ギリシャは地中海を貫きエーゲ海の支配権を握る位置にある。よってギリシャが、敵対する、あるいは潜在的に敵対する勢力によつて支配されるのを回避し、これをイギリスに対して友好的な国として保持しなくてはならない。これは最重要である」と位置づけた。また政治的には「ギリシャはバルカン諸国におけるイギリスの影響力の礎石である」とした。その上で、「可能性のあることだが、ルーマニア、ハンガリー、ブルガリア、そしてユーゴスラヴィアにおいてソ連の政治的影響力が優越しているとすれば、ギリシャをソ連の支配下におかせるべきではないということはますますの重要性を帯びてくる」と強調した。レポートでは続けて、イギリスがギリシャを放棄することは、「イギリスがバルカンにおいてソ連に屈服した証拠と見なされてしまうかもしれない」という懸念を示し、ギリシャをイギリスの勢

説
力圏に留める目的のために、早急にギリシャにおける安定した条件を作る必要があると結論づけた。^[41]

軍事力でソ連と直接に対決しなければならないというチャーチルや軍部の意見もあつたが、イギリスの独力ではその実現は不可能であった。バルカンにおいてソ連が勢力圏を拡大するのを阻止するためには、アメリカからの支援を得る必要があつた。この点に関わって外務省は、「アメリカに敵対せず、そのパワーを我々が善とする目的に利用することが我々の目標である」とした。しかしこの時期に、イギリスが具体的に提案したバルカン諸国における軍事作戦計画は、いずれもアメリカの同意を得られず、実現しなかつた。

そこでイギリス政府にとって、外交努力によってソ連に対する何らかの防衛策を講じる必要性が高まつた。現実的な方策として、ギリシャをイギリスの責任圏とする旨の了解をソ連との間で確認しておくことが望ましいという考えが、チャーチルを中心に政府内に存在した。前述の通り、すでに六月末に、イギリスはギリシャについて、ソ連はルーマニアについてそれぞれ優先的責任を持つことにつき、三大国間で了承済みだつた。しかし、これは三ヶ月の暫定期間に限定するとの条件を伴つていた。したがつて、より確たる取り決めが必要と考えられたのである。

八月にリーパーは、ギリシャの情報相であるカータリス (Georgios Kartalis) をモスクワに派遣し、ギリシャ情勢についてソ連と協議させてはどうかと提案した。これに対して、サージェントとイーデンは、「ソ連を排除してギリシャを絶対的に我々の影響圏に留めておくことがイギリスの政策である」ので、ギリシャ人にソ連と直接交渉させるのは控えるべきであると述べた。ギリシャは断固としてイギリスの手で確保しなければならないのであつた。^[42]

八月末までに、ルーマニアがクーデタによつて枢軸陣営を離れ、ソ連の占領下に入つた。九月にはいるとソ連軍はさらに南下し、ブルガリアに宣戦布告し、その八日後には、ドイツに対して宣戦布告したブルガリア新政権によつて迎えられた。十月十九日にはソ連軍がベオグラードに入城し、現地でチトー (Josip Broz Tito) の率いるバル

チザンと手を結んで、チトーによる政府を樹立した。一方、イギリス軍は十月までに、ペロポンネソス半島の北部に上陸した。まさに、英ソ両軍の前線が向かい合う状態になつた。

九月にチャーチルとルーズベルトがケベックで会談し、連合国以後の戦略を議論したが、この席で、チャーチルは、ソ連に対する政治戦略を具体的に調整するよう、ルーズベルトに働きかけた。しかしルーズベルトは、「ケベック会談は全くの軍事上のものでなくてはならない」としてその論議を拒否したため、ソ連との対決に際してアメリカからの承認を得たいというチャーチルの目論見は崩れた。⁽⁴⁴⁾そこでチャーチルは、スターリンと直接交渉を行つべく、十月九日からイーデンを伴つて自らモスクワを訪れた。スターリンとの初日の会談の席で、チャーチルは、「バルカン問題を解決しようではないか」と持ちかけて、具体的な数字を記したメモをスターリンに示した。「百分率協定」として知られるこのメモには、イギリスがアメリカとともにギリシャに関して九十%の責任を負い、これに対してソ連はルーマニアについて九十%、ブルガリアについて七十五%の責任を負い、ユーゴスラヴィアとハンガリーに関してはイギリスとソ連がそれぞれ五十%ずつを請け負うことが提案されていた。この取り決めには、その後、イーデンとモロトフの手によって、ハンガリーとブルガリアについてソ連の負う責任を八十九%とする微調整が加えられた。⁽⁴⁵⁾チャーチルによれば、「百分率協定」は戦時下の暫定的な基準であり、またアメリカのコミットメントについても触れられていない。しかしチャーチルは、アメリカはバルカン地域に対するイギリスとソ連の考え方を理解するであろうし、またヨーロッパ一般の講和の際にはこの取り決めが助けになるだろうとの覚え書きを残した。⁽⁴⁶⁾しかし、チャーチルがこの提案をするまでの軍事状況、さらに、この取り決めに至るまでの英米ソ間におけるやりとりを考慮すると、解放されつつあるバルカン諸国について互いの軍事的責任の度合いをいったん確認し、無用の争いを避けようとしたところに、この協定へのそもそもの動機が存在したと見ることもできよう。⁽⁴⁷⁾予想され

ヨーロッパ戦終結とギリシャ解放を間近に控えて合意やれたとの「協定」は、少なくともイギリス政府においては戦後に効力を發揮する」とを期待されていたものである。この合意によつてイギリスは、ギリシャに事実上のフリーハンドを与えられ、軍事的責任圏の発想に則つてギリシャを「占領」することが可能になつた。つまり、軍事介入の条件が国際的に整えられたのである。チャーチルは回顧録に、「私は多大なる犠牲を払つてソ連の（ギリシヤからの）⁴⁸ 権益放棄を勝ち得た」、「ギリシャにおける行動の自由を獲得するためにソ連には代償を支払つた」と述べた。

#

- (1) FO371/43682 R4165 FO telegram 98, 14, 15, 17, Mar. 1944.
- (2) FO371/43682 R4232, 4233 Leeper telegram 160, 161, 16 Mar. 1944.
- (3) Foreign Relations of the United States, United States Government Printing Office, 1944, V , pp.95-96. (以下 FRUS と略記)
- (4) FRUS, 1944, V , pp.97-9.
- (5) FO371/43729 R6153 FO telegram, 158, 18 Apr. 1944.
- (6) PREM 3/211/ II, Leeper telegram 224-4, 7 Apr. 1944.
- (7) Winston S. Churchill, *The Second World War*, vol. V, London, 1952. P 73. 邦訳『第一次世界大戦回顧録』毎日新聞社、一九五五年、
- (8) 〔〕○巻九 | ページ。
- (9) FO371/43729 R6153 Leeper telegram 260, 17 Apr. 1944.
- (10) FO371/43685 R6354 Leeper telegram 263, 21 Apr. 1944. R63 55 FO minute, 21 Apr. 1944.
- FO371/43686 R7186 Woodhouse and Eines telegrams 22 and 25 Apr. 1944.

第二次世界大戦中のイギリスのギリシャ政策（三・完）（鳥飼）

- (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11)
FO371/43686 R7187 FO minute, 25 Apr. 1944.
FO371/43685 R6354 R6355 Leeper telegram 263 and FO minute, 20 and 21 Apr. 1944.
National Liberation Front (EAM) White Book, May 1944-March 1945, Greek American Council, NY, pp.1-4.
FO371/43686 R7386 Trouderos papers E/25, 9 Apr. 1944.
FO371/43685 R6099 FO telegram 162, 164, 19, 20 Apr. 1944.
Procopis Papastathis, *British Policy towards Greece during the Second World War, 1941-1944*, Cambridge U.P., 1984, p.177.
FO371/43714 R7200 Leeper telegram 5 May 1944.
FO371/43702 R7081 Eden minutes, 30 Apr. 1944.
FO371/43731 R7811-7812 Spears telegram 302, 304, 17, 18 May 1944.
FO371/43731 R7881, 7882 Spears telegram 302, 304, 17, 18 May 1944.
FO371/43731 R7930, 7977 Spears telegram 1278-82, 19 May 1944.
FO371/43686 R7322 Leeper telegram 308, 7 May 1944.
FO301/43686 R7332 Leeper telegram 309, 8 May 1944.
FO371/43686 R6672 Clark-Kerr telegram 1046, 28 Apr. 1944.
Sir Llewellyn Woodward, *British Foreign Policy in the Second World War*, London, HMSO, vol. III, 1971, pp.115-16.
FRUS, 1944, vol. V, pp.132-134.
齊藤治子、「ギリシャにおける反ファシズム統一戦線」、『歴史論』、1971〇四、一九七七、四〇七八〇。

- 説
論
- (30) *FRUS*, 1944, vol. V, pp.116-118.
- (31) FO371/43714 R8256 FO telegram 229, 24 May 1944.
- (32) *FRUS*, 1944, vol. V, pp.115-116, pp.122-124.
- (33) FO371/43733 R10468 Leeper telegram, 4 Jul. 1944.
- (34) FO371/43689 R10506 Sargent minute and Leeper telegram, 5, 6 Jul. 1944.
- (35) FO371/43733 R12334 Warner telegram, 4 Aug. 1944.
- (36) FO371/43734 R12163 FO minute, 7 Aug. 1944.
- (37) *EAM White Book*, p.6.

(38) F. H. Hinsley, *British Intelligence in the Second World War: Its Influence on Strategy and Operations*, London, HMSO, vol.3, part 2, 1988, pp.367-369.

(39) Terry H. Anderson, *The United States, Great Britain, and the Cold War, 1944-47*, Columbia U.P., 1981, p.11.

(40) Lord Moran, *Winston Churchill: The Struggle for Survival, 1940-1965*, London, 1968, pp.161, 181, 193.

(41) CAB/79/77 JP (44) 155 British Forces for Greece, 11 Jul. 1944.

(42) "The Essentials of an American Policy", 21 Mar. 1944.

(43) FO371/43754 R13563 Eden and Surgeon minutes, 10 Aug. 1944.

(44) David Dilks ed, *The diaries of Sir Alexander Cadogan, 1938-1945*, Casell, London, 1971, pp.665-6.

(45) 『*日米英ソ「百分率協定」の締結とその影響*』(著者不詳) Woodward, *British Foreign Policy*, vol. III, pp.115-123, 140-141. Anderson, *op.cit.*, p.18. Henry Butterfield Ryan, *The Prelude to the Truman Doctrine*, Clarendon, 1982, p.137. 棚井大輔, 「戦後世界秩序の形成」、『アメリカ資本主義と東地中海地域』(一九四四～一九四七)、東京大学出版会、一九八五、1011～1012。

- (46) P. M. unnumbered memorandum (Churchill Paper/66/7). たゞ」 Woodward, *op.cit.*, pp.152-153. 二四八。
- (47) 広瀬佳一、『ヨーロッパ分断 一九四三』、中公新書、一九九四年、一七七ページ。
- (48) Churchill, *op.cit.*, vol. VI, p.239.

おわりに

一

イギリスがギリシャに積極的軍事支援を行う一つの契機となつた北アフリカにおける戦勝の陰で、イギリスの経済力・軍事力はもはや独力で戦争を継続できないほどに弱体化していた。しかし、イギリスの政策決定者はなおも、大国として小国を守る反ファシズム闘争のリーダーの役割を世界に印象づけようという意思を持ち続けていた。大戦の初期において優先的に配備していた中東の軍事力を地中海に移してでもギリシャに関与しようとしたのは、ギリシャに固有の軍事的重要性を見出したからではなく、「民主主義」「自由」という理念を強調しつつギリシャに支援をすることによって得られる政治的利益のためであった。そのため、ギリシャに対する軍事的支援は、真にギリシャの防衛を目的とするものではなく、従来から軍事上の要衝と見なされていたクレタ島に重点をおいたものとなつた。これはドイツ軍のギリシャ進撃に対しては無力であった。

ギリシャ支援に関する政治的必要性は、バルカン地域における枢軸国との闘争が激化するにつれて、軍事上の必

要性へと変化した。そして、対枢軸戦においてギリシャ国内のレジスタンス組織、わけても最大勢力を誇っていたE A M及びELA Sによるイギリス軍事戦略への協力を必要としたのである。しかしここに、イギリスのギリシャ政策におけるいくつかの諸問題が生じた。第一に、ロンドンに亡命していたギリシャ国王の処遇とギリシャの戦後政体をめぐる問題である。イギリス政府は、ギリシャにおける王制の存続を当然と考えるとともに、イギリスによるギリシャ支援を世界に印象づけるシンボルとして、国王に対する支持を表明していたが、ギリシャ国王に対する戦前から続いていた独裁制を承認した人物としてギリシャ国内での反発も根強く、王制の存続は政治問題の焦点となっていた。とりわけ、イギリスが協力を求めるレジスタンス組織は、程度の差はある、いずれも反王制の立場であった。このため、国王の処遇は、解放後のギリシャの政体問題と並んで、イギリスのギリシャ政策における難題として存在したのである。

これは、イギリス外務省とギリシャ現地で活動するS O Eとの政策の対立、すなわちギリシャの戦後政体及び国王の処遇に関するイギリスの長期的政治目標と、ゲリラ組織の軍事利用という短期的軍事目標との矛盾として現れた。戦後ギリシャに親イギリス的王政を復活させたいイギリスは、これに真っ向から反対するE A Mの力を減じなくてはならなかつた。しかし、イギリス政府は、E A Mに対して強硬手段をとることができなかつた。第一に、対枢軸戦争において、E A Mの軍事力が魅力だったからである。ギリシャにおける連合国の大作戦において、E A M及びELA Sの功績は、他のレジスタンス組織のいづれよりも大きかつた。したがつて、イギリスの短期的軍事目標の実現にとって、E A MとELA Sの協力は不可欠だつたのである。また、イギリスがあえてE A Mに対して強硬策をとつた場合には、内戦状態が発生し、イギリス軍とE A M・ELA S軍との直接対決という事態を招きかねないというギリシャ国内の政治状況が存在した。当時のイギリスに、このような事態に対処する余力はなかつた。

第二の難問は、大戦中の英・米の軍事戦略の結果として、戦後ヨーロッパの秩序形成全般に関わる問題という形でソ連との間に生じた。独ソ戦の開始にともなって、イギリスは対ソ全面援助を宣言し、翌年には英ソ協定を取り交わした。しかし四一年夏以来、スターリンが要求し続けた北フランス第一戦線の形成には応じなかつた。なぜならばイギリスは、大英帝国の権益を保持するために、地中海地域における軍事作戦を優先していたからである。四三年春、ソ連はスターリングラード防衛に成功すると、ドイツ軍に対する総攻撃を開始した。ここにいたつてようやく、四三年一一月のテヘラン会議において、四四年に北フランス上陸作戦を実施することが決定された。また、ソ連の東部戦線における勝利によつて、ソ連の西進とヨーロッパへの影響力の拡張に対するイギリス政府内の懸念が現実となつた。予想されるソ連の勢力圏拡大に対抗するべく、イギリスは、ドイツの被占領地となつていた中欧及びバルカン諸国の亡命政府間に連合を形成して、これを通して戦後ヨーロッパの勢力均衡の実現とこの地域への影響力圏確保を目論んだ。しかし、この国家連合構想は、ソ連の反発を招き、また、亡命政府というきわめて基盤の弱い構成要素の不安定性ゆえに実現を阻まれた。この構想を決定的に挫折に導いた四三年一〇月のモスクワ外相会談では、いわゆる「軍事的責任圏」の原則が三大国間で追認された形となり、枢軸国に対してものみならず被占領国に対しても、その地域を軍事的に解放した連合国による排他的占領が行われることとされたのである。

このような状況で、イギリスの戦後構想において、ギリシャは「死活的権益」を有する地として重要性を高めたのである。ギリシャは中東防衛の要衝であるとともにイギリス帝国基幹ルートである東地中海上の国としてきわめて重要であると見なされたのである。また、ギリシャは新たな敵対国と想定されたソ連の勢力圏との境界上にある国としての重要性をも有しており、ギリシャの喪失はイギリスの「ソ連に対する敗北」と受け取られかねないという政治的懸念も存在していた。

このような情勢に対応し、ギリシャに親英的な政権を確保するために、イギリス政府は二つの方策を追求した。一つは、EAMをギリシャにおける連合政権内に少数派として封じ込め、政治力を減じるという方策であり、いま一つは、軍事介入によつてEAMを排除することであった。軍事介入には、アメリカの承認と支援が必要であったが、これはただちには実現できなかつた。したがつて、イギリスに残された方策は、EAMをギリシャ連合政権内の少数派に追い込みつつ、究極的な軍事介入を想定し、その条件を整えることであつた。この課題に対する回答が、ギリシャ国内ではレバノン協定の締結であり、国際的には、四四年六月にソ連及びアメリカからとりつけた、ギリシャに関するイギリスの「優先的責任圏」の承認と、一〇月にソ連との間で交わされた「百分率協定」であつた。

二

四四年五月に成立したレバノン協定は、解放後のギリシャに国民統一政府を形成する根拠を与えるものであつた。同時にイギリス政府にとつては、EAM勢力を連合政府内に封じ込め、その政治性を減じることに成功し、また、戦後ギリシャへの軍事介入を可能にする法的な手がかりを作つたという意味で、まさに「希望的転換」となつたのである。それは、EAMの大額な譲歩を引き出すことによつて実現に至つたのであつた。

ギリシャ解放戦争におけるその突出した役割と、当時のギリシャ政治勢力関係図における力量や地位に照らすなら、EAMの大幅な譲歩は奇異にも映る。EAMが大幅な譲歩を行つてもなおレバノン協定に調印した理由については、EAM側の史料に基づく本格的な検討が必要である。ここではさしあたり、以下の諸点を指摘することができよう。

EAMの譲歩の背景には、第一に、パパンドレウを通じたイギリス政府の画策があった。四四年春にはギリシャ国内のゲリラ組織間抗争は激しさを増す一方で、PEEA設立とその承認を求めるギリシャ旅団の反乱が発生し、イギリス政府はギリシャ国内の政治状況の緊迫を認識せざるを得なくなっていた。これに対処するため、イギリスはレバノン会議を計画し、さらに会議に先立つて、EAMを孤立させるための諸方策を講じた。その結果、レバノン会議におけるEAMの発言力は大きく減じられ、他組織代表からの非難に対する一方的な防戦に追い込まれてしまつたのである。

第二に、レバノン会議の開催と同時進行的に、英米ソ間でイギリスのギリシャに対する干渉を容認する準備が整いつつあつた。これがEAMの孤立につながつた。四四年春、ソ連軍によるバルカン諸国への進撃を懸念していたチャーチルは、イーデンに命じ、駐イギリスソ連大使を通じたソ連政府との交渉を開始させた。すなわちギリシャに關してはイギリスの、ルーマニアに關してはソ連の、それぞれ優先的責任を相互に承認するという取り決めの交渉である。暫定的という条件付きながらアメリカによる了承を得た英ソ間の合意は、ソ連によるEAM支援の可能性を封じたのである。

このような状況の下でEAMは、連合政権の構成員として公式な承認を獲得することを唯一のメリットとして、レバノン協定に調印したのである。わずか数ヶ月前に自ら樹立したPEEAを来るべき政権の中核となし得ず、レバノン協定に調印したEAMの選択を理解するには、EAMの主体的力量と組織の構成にも触れる必要があるだろう。EAMの勢力規模に關しては、文献により五十万人とするものから百五十万人とするものまでの大きな開きがあり、見解が分かれている。史料が散逸しているために正確な数を確定するのは困難とされる。また、スマス（Ole L. Smith）は、戦前から存在するギリシャ政治のクライエンタリズムと、地域及びエスニシティや宗教に基づく政

治的立場の相違を根拠として、E A Mがレジスタンス運動においてギリシャ国内で独占的な支持を得ていたという説を否定している。彼によれば、E A Mの勢力が際立っていたことを否定する材料はないものの、対抗勢力にもE A M・ELASと軍事的に衝突し、対抗するだけの力量があつたというのである。⁽¹⁾また先に述べたように、E A Mの結成に際しては、KKEが主導的役割を果たしたもの、構成要素は広く中道ブルジョア層にまで及んでいた。また軍事組織であるELASはE A Mの理念に基づいて組織されたというよりは、山岳ゲリラ集団を中心として結成されたものであり、諸組織には独自のリーダーシップが存在していたのであつた。つまり、E A MもELASも、共産党による司令が貫徹する一枚岩的組織とは言えなかつたのである。レバノン協定締結の謎を本格的に考察する際には、以上のようなE A M自体の力量や組織構成の評価に立ち入る必要があると思われる。

三

レバノン協定はE A Mを政治的に封じ込めることに成功したかに見えた。しかし一方、ELASによる国土解放は順調に進んだ。イギリスがE A Mの勢力を徹底的に減じることは結局できなかつたのである。したがつて、イギリス政府は究極的な手段、つまり軍事介入の可能性を再び意識せざるを得なくなつた。

パバンドレウは、八月一二日チャーチルに対して、現在のギリシャにおける軍事力は政治的少数者に握られているので、これを解放前に逆転するべく国家軍を形成したいと伝えた。これに対してもチャーチルは、結論を示すことはなかつたが、解放以前にギリシャに対してイギリス軍を投入できるかどうか考慮すると伝えた。この計画についてチャーチルはルーズベルトに伝え、八月二六日、ルーズベルトの承認を得た。⁽²⁾

次いでイギリス政府は、ナポリ近郊のカゼルタにパバンドレウ政府とELAS及びEDES両ゲリラ組織の代表を招き、ギリシャ解放闘争の最終局面における軍事戦略を協議させた。この会議の結果、九月二六日、カゼルタ協定が締結された。この協定では、ギリシャの全ゲリラ組織が国民統一政府に従属し、連合国軍最高司令部が任命したイギリスのスコビー将軍（Ronald Scobie）の統轄下におかれること、アテネにおいてはスコビーの司令がなければいかなるゲリラ組織も行動を禁じられること、ギリシャ国内を四つの管理区域に区分し、ELAS、EDES、スコビーがそれぞれに、または共同で管理することなどが取り決められた。

九月初めから中部ギリシャでドイツ軍に対する総反撃を展開していたELASは、十月四日、ペロポンネソス半島北部からドイツ軍を撃退した。イギリス軍も同日、ペロポンネソス半島北部に上陸し、アテネがELASによって解放されるのを前に、軍事介入の既成事実を作つた。イギリス軍は一四日にアテネに入り、その四日後にはパパンドレウ政府がアテネに復帰した。カゼルタ協定によつて、アテネにおけるELASの活動は大きく制限された。しかし、カゼルタ協定とスコビー将軍の権力に支えられて、アテネにおいてはほぼ権力を独占していたパバンドレウ政府も、首都圏以外ではほとんど影響力を持たなかつた。EDESの管轄下であつたエピルスの一部とEAMがイギリス軍と共同で管理していたサロニカ、パトラス、ボロスなどを除いて、他の地域一帯はEAMの管理下にあり、EAMが独自に編成した治安組織を通じて秩序が維持されていた。⁽³⁾

一一月、パバンドレウ政府は、正規軍の創設構想に合わせて、ELASやEDESに武装解除を要求した。一方、一月末にパバンドレウが編成した国家警備隊には、旧アテネ政府の治安大隊や憲兵隊の隊員が多数含まれていた。カゼルタ協定は旧アテネ政府の治安大隊残党を対独協力者と規定していたにもかかわらず、パバンドレウ政府及びスコビーはこれを無視したのである。また、正規軍の中心と考えられた山岳旅団（ギリシャ旅団の反乱後、E

A M派を排除して再編された第三旅団）と亡命政府系の神聖大隊には解散命令は下されなかつた。一方的な武装解除命令に対しE A Mは、ELAS解散の条件として、山岳旅団、神聖大隊を含む全軍事組織の解除を要求したが、パバンドレウはチャーチルからの指示を盾に、E A Mの要求を拒否した。⁽⁵⁾一二月一日、スコビー将軍がELASとEDESに対して一〇日までに武装解除するよう命令を下した。E A Mはこれに反発し、命令を拒否した。そして三日に講義の街頭デモを行う決定をしたのである。ここにイギリスが最も回避したかったギリシャにおける政治危機が表面化し、緊張が一気に高まつた。

一二月三日朝、憲法広場に集まつてくるデモ隊を、警察官が非常線を張つて待ちかまえた。広場へ入ろうとする市民を阻止する警察官とデモ隊との間で口論や小競り合いが始まつたが、デモ隊の一部が広場の近くの警察庁に向かい始めたその時、警察官がその人々に向けて発砲を始めた。死傷者の数については記録に開きがあるが、少くとも七名が死亡したとされる。その日、武装したイギリス軍も憲法広場の警備に当たつていたが、警察官による発砲を止めなかつた。⁽⁶⁾翌四日、アテネとピレウスで労働者によるゼネストとデモが展開されたが、前日と同じくデモ隊に対して警察官が発砲した。

この日、ELAS部隊は警察署の襲撃を開始した。スコビー将軍はELASに対して最後通牒を発し、七十二時間以内にアテネ及びピレウスから撤退するよう命じ、従わない場合には敵対者と見なして力による対決をも辞さないと通告した。混乱する状況の責任をとる形で、パバンドレウが辞意を表明したが、これに対し、チャーチルはただちにリーパーに、パバンドレウの辞意を撤回させるよう指示を出した。同時にスコビー将軍に対しては、アテネの秩序を取り戻すべく、ELASを即刻武装解除させるか、応じない場合には力をもつてELASを退去させるよう命じた。ここにELASとイギリス軍との直接軍事衝突は避けがたいものとなつた。

一般に「内戦」として扱われるこれ以降の戦闘は、少なくともE A Mの立場に立つならば、新たな解放闘争に他ならなかつた。E A Mをはじめ、E D E Sを含むギリシャのレジスタンス組織は、枢軸国からの祖国の解放とともに、戦前のメタクサス独裁からの解放と「人民の権力（ラオクラティーア）」の樹立を掲げて戦争を戦つた。しかし、枢軸国からの解放の後にギリシャを待つていたのは、イギリス軍による事実上の「占領」であつた。チャーチルは、自らルーズベルトとともに署名した「大西洋憲章」の、政体選択自由の原則を守ろうとはしなかつた。パパンドレウに対する辞意撤回命令が示すように、ギリシャへの内政干渉をいささかも意に介さず、軍事力によるE A Mの排除によって「人民の権力」を否定したのである。ギリシャの首都圏では、旧アテネ政府の治安大隊残党を含む対独協力勢力が国家警備隊や憲兵隊として戦後も治安を担当した。連合国が掲げる「反ファシズム」という第二次世界大戦の理念は、いつも簡単に捨てられた。

第二次世界大戦以後のギリシャの悲劇は、連合国を構成した大国の戦後ヨーロッパ秩序構想と大きく関わつていた。イギリスのギリシャへの介入は、事实上、ソ連ならびにアメリカとの暗黙の合意の下で強行された。レバノン協定から、チャーチル＝スターリンの「百分率協定」への経緯がこれを示している。中東欧諸国において果敢に「反ファシズム戦争」を戦つたレジスタンスの夢は、多くの場合、戦後秩序をめぐる大国間の現実政治によつて踏みにじられることになつたのである。四六年三月に、本格的な内戦に発展したギリシャの情勢は、やがて、全世界的規模の冷戦へとつながっていくのである。

注

(1) Ole L. Smith, "The First Round -Civil War during the Occupation", PP.59-61. in David H. Close ed., *The Greek Civil War, 1943-1950*:

論
戰
Studies of Polarization, Routledge, London, 1993.
(2) Woodward, *op.cit.*, pp.409-410.

Alexander, "British Perceptions of EAM/ELAS Rule in Tessaloniki, 1944-1945", In Balkan Studies, vol.21, no.2, 1980, pp.203-216.
John O. Iatrides, *Revolt in Athens*, Princeton, 1972, pp.27.
Iatrides, *op.cit.*, pp.183-187.

Lars Baerentzen and David H. Close, "The British Defeat of EAM, 1944-5" in Close ed., *op.cit.*, pp.84-85.